

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和元年9月4日（水曜日）  
開 会 午前 9時58分  
閉 会 午前10時10分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 高 道 秋 彦

// 東 篤

// 成 田 光 雄

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	木 下 章 広
//	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

## 7 会議の概要

委員長

きょうは多くの報道機関からテレビカメラ撮影の申し出がありましたので、事前に許可しております。

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

まず、委員会記録の署名委員に高田 真里委員、高道委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、大きな協議事項1番目の9月定例会の運営についてのうち、1つ目の企業会計における剰余金の処分等に係る議案の取扱いについてであります。昨日、市長から、この議案について提案がありました。

この企業会計における剰余金の処分等については、地方公営企業法の一部改正により、平成24年度から決算認定議案とは別に議案として審査することとしております。

企業会計の決算認定議案については、8月2日に開催した本委員会の中で、予算決算委員会及び各分科会において閉会中の継続審査とすることとされております。

そこで、この剰余金処分等の議案についても、昨年度と同様に決算認定議案と一括して、今

年度からは予算決算委員会に付託し、閉会中の継続審査とする取扱いにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それではそのように決定いたします。

次に、2つ目の一般質問については21名の方から通告がありました。

そこで、一般質問の順序については、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それではそのように決定いたします。

次に、3つ目の請願・陳情につきまして、今定例会に提出されたものではありませんでした。

次に、4つ目の意見書・決議につきまして、これまでに受理しているものではありません。

また、会派から提出されます意見書（案）、決議（案）につきましては、12日（木曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました、会派からの意見書（案）、決議（案）については、13日（金曜日）の

本委員会でお示しし、19日（木曜日）の本委員会において、御協議いただくこととなりますので、それまでに各会派において御検討をいただきたいと思います。

最後に、大きな協議事項2番目の請願の審査における参考人招致についてであります。

さきの6月定例会において継続審査となっている令和元年分請願第5号 議員の政治倫理に関する条例制定の請願については、19日（木曜日）の本委員会で審査する予定ですが、請願者であります松原 和仁君より、本委員会に出席して意見陳述したい旨の申し出がありました。

そこで、委員会条例に基づいて、請願審査の参考人として出席を求め、御意見を伺うのかどうかについて、皆さんの御意見をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

高田 重信委員 昨日の各派代表者会議におきまして、議員政治倫理条例については議員協議会を開催して研修を行うことを決めました。したがって、今この時期に、あえて松原さんを参考人招致する必要はないと思います。

委員長 ほかに意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長

さきの本委員会では、議会改革検討調査会において議員政治倫理条例に関する協議を行い、委員間で問題意識や倫理観に差異があったとの報告を受けました。

また、今ほどの御意見の中にもありましたが、昨日の各派代表者会議において、議長から、今後議員協議会を開催して議員政治倫理条例に関する研修を行ってはどうかとの提案があり、そのように決定したところであります。したがって、まずは議会全体として議員倫理について学び、協議を重ねていく必要があることから、今回の請願者の参考人招致については見送ることにしたいと思っておりますが、そのように取扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。  
その他で何か意見はありませんか。

押田委員

木下 章広議員に対して議会棟6階一概ね議会事務局付近に関して、みずから立ち入ることを制限してほしいと思っています。  
御説明させていただきますが、各委員御存じ

のとおり、木下議員は議員としてあるまじき行動をしたことから6月議会最終日の7月3日に議員辞職を促す糾弾決議案を提出され、また、きのうの9月定例会初日には、糾弾決議の重さに向き合おうとせずに議員活動を継続する意思を示すなど看過し得ない状況となっていると指摘されて議員辞職勧告決議案を提出され、双方とも出席議員全員の賛成をもって採択されております。

そもそも、こういった決議案が提出されたいきさつというのは、木下議員が今年6月25日の午後7時半ごろに議会事務局の執務室に侵入して、女性職員の机を物色していたところを目撃されたことが発端だと思います。このことについて、市は建造物侵入の疑いで県警に被害届を提出しておりますし、県警も木下議員の自宅や会派控室の家宅捜索を行っています。

その後、木下議員は複数の職員の机や書類を物色したことを認め、さらに過去に複数の女性職員にショートメールを送りつけて議会事務局から注意されていたことも伺っております。

そして、7月、8月と2カ月にわたって、皆さんが納得する説明もなく公務を果たさずに欠席しております。9月議会の議案説明会に

出席するため8月27日に登庁されたときも、私たち議員から、議員を継続することへの再考を求められた際に「再考します」と言ったまま、態度表明もなく雲隠れするという状態がしばらく続いておりました。自分が悪かったという反省の弁は語りながらも謝罪はされていません。

また、議員辞職はしないと明言されておりますが、今までの報道によりますと、動機などについては興味本位であった、叱ってくれる人がいなくなった、こんな理由が自分の罪の免罪符になると考えているのか、非常におかしいことだと思います。

これらのことは皆さん御存じだと思いますが、ここで懸念されるのは、被害者である議会事務局の職員と木下議員との間に接触の可能性が残されている状況にあるということです。通常の場合であれば、加害者と被害者が接触する可能性を避けるということは当たり前だと思います。

木下議員が議員を続けるということ自体が信じられないことだと思いますが、現実に関わり続ける限り、この接触の可能性を極力少なくすることが当たり前の議会の努めであり、何の罪もない議会事務局の職員を守ることになると思います。

つきましては、木下議員には、議会事務局に近寄らないように誓約してもらう必要があると思います。

具体的に言いますと、議員は地下駐車場から議会棟のエレベーターを使用して議会棟6階に向かって、議会事務局の前を通過して議員控室に向いますが、それを地下駐車場から中央エレベーターを使用して市庁舎6階にあがって、議会事務局の前を通らずに議員控室に向かうということを約束してもらえばいいのではないかと思います。

もし、議員控室が施錠されているということであれば、議員控室前から電話をして男性職員が鍵を持っていくということにすれば、被害者の議会事務局の職員との接触を防げると思います。

さらに、レターボックスというものがありますが、その中身も登庁後に木下議員の分だけ男性職員が議員控室に持っていくということにして、また帰庁の際はその逆のルートを通ればいいのではないかと思います。

このような提案をするのは、木下議員と世間感覚、市民感覚とに多少のずれがあるのではないかという疑義があるためです。この疑義というのは、インターネットのコメントなどにはなりますが、ストーカーまがいに不法侵

入を行って、その動機が女性ということであれば、性犯罪者になる可能性が否定しきれない—肯定はしません—否定しきれないというコメントもありましたので、そういったことを危惧しております。

また、まともな人であれば、加害者側が職場を去ることが当然であろうと、企業であれば通常解雇に当たるのではないかという意見もありました。

もし、このことに対して、当該議員が最低限の一般常識をお持ちであれば御理解いただけることとっております。まずは議会事務局の職員の安心・安全のために、この件に関して、議会運営委員会において御検討いただきますよう、よろしく申し上げます。

委員長 今ほど押田委員から御意見がありました、ほかの委員の皆さんは、何か意見はありますか。

江西委員 基本的には、議会事務局の職員の皆さんもプライベートなものは置いていないと思いますが、誰しもプライバシーはあると思いますし、自分の領域というものがあると思います。そのような中で、木下議員を見つけた女性職員のことを考えれば—もともと疑っていたの

かもしれませんがしそうではないのかもしれませんが—その現場を発見したときは、恐らく心臓が飛び出るほどの恐怖を感じたのではないかと思います。

何より、木下議員が登庁しておわびをした際に、議会事務局の職員の皆さんができる最大限の意思表示が無言の抵抗だったのではないかと思います。私たち議会としては、議会事務局の職員の皆さんを守ってあげる必要があると思います。できる限りの意思を、意思表示しないという形で表示されたことを深く受けとめて、何らかの対応を考えるべきではないかと考えます。

委員長                    そのほかに意見はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長                    ないようですので、委員長として、私のほうから意見を述べたいと思います。

今ほど押田委員からこういった話でしたが、しかしながら、議会運営委員会は議会運営に関する事項の調査等を行う委員会であるため、議会での議員の登庁ルールにまで関係するわけにもいきません。この件については、議長と相談して、各派代表者会議の中

で検討してもらおうような形に持っていきたい  
と思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、議長にその旨お伝えします。  
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。  
次回の議会運営委員会は、9月13日（金曜  
日）、予算決算委員会の前期全体会終了後  
に行いますので、よろしく願いいたします。  
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会  
いたします。

令和元年9月定例会  
(令和元年9月4日)  
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 高 田 真 里

署名委員 高 道 秋 彦